

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月20日
【計算期間】	第5特定期間（自平成24年2月21日至平成24年8月20日）
【ファンド名】	ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

目 的

円建て債券への投資を通じて、「BNPパリバ・ミレニアム・コモディティ・ドル建・エクセス・リターン・インデックス（BNP Paribas Millenium Commodities USD Excess Return Index）」（以下「ミレニアム・コモディティ指数」といいます。）を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

信託金限度額

500億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ 商品 ）
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投資（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年 1 回	グローバル (日本含む)
一般	年 2 回	日本
大型株	年 4 回	北米
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧州
債券	年12回 (毎月)	アジア
一般	日々	オセアニア
公債	その他 ()	中南米
社債		アフリカ
その他債券 *		中近東 (中東)
クレジット属性 ()		エマージング
不動産投信		
その他資産		
資産複合 ()		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

* 投資収益は実質的にBNPパリバ・ミレニアム・コモディティ・ドル建・エクセス・リターン・インデックスを為替ヘッジしたパフォーマンス等に応じて決まりますが、組入れている資産そのものは債券です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年 4 回...目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル（日本含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. コモディティ市場における、ロング・ショート戦略を反映した指数に概ね連動することを目指した運用を行い、様々な市場環境における収益の獲得を目指します。
2. コモディティ市場への実質的な投資は、円建ての仕組債券への投資を通じて行われます。
3. 決算は年 4 回。原則として、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各月の 20 日を決算日とします。

《1》コモディティ市場における、ロング・ショート戦略を反映した指数に概ね連動することを目指した運用を行い、様々な市場環境における収益の獲得を目指します。

- BNPパリバグループが独自に開発した、『ミレニアム・コモディティ指数』を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動することを目指します。

- 『ミレニアム・コモディティ指数』は、コモディティ市場における広範な投資ユニバースを投資対象とします。

『ミレニアム・コモディティ指数』は、以下の合計19品目を投資対象として構成されます。

エネルギー	(6品目: WTI原油、ブレント原油、天然ガス、軽油、灯油、ガソリン)
金属	(7品目: 金、銀、銅、アルミニウム、亜鉛、ニッケル、鉛)
農産物	(6品目: トウモロコシ、大豆、小麦、砂糖、綿、生牛)

- 『ミレニアム・コモディティ指数』は、ロング・ショート戦略に基づくリターンの追求と、厳格なリスク・コントロールを行います。

『ミレニアム・コモディティ指数』におけるリターンの追求

1. ロング・ショート戦略

『ミレニアム・コモディティ指数』では、コモディティ市場における各品目の価格動向の測定を行い、ロング・ショート戦略に基づく最適な資産配分を実施することによりリターンを追求します。

2. 効率的なロール(ダイナミック・ロール)

『ミレニアム・コモディティ指数』では、コモディティ市場における先物取引において、期先投資を可能とした最適なロール(限月交代)を行うことにより、ロール時の利益の最大化と損失の最小化を目指します。

先物取引とは…特定の商品を対象に、将来の受渡しを約束した期日に、現時点で取り決めた約定価格での売買を行うことをいいます。受渡しの期日以前であれば、反対売買(買建ての場合は転売、売建ての場合は買戻し)を行うことで、現物(株式、債券、商品など)の受渡しを行わずに、当初約定価格と反対売買価格との差金の授受により決済することができます。

先物取引におけるロール取引について

コモディティ市場における先物取引において、現物の受渡しを避けるために、各限月の満期日前に次の取引限月を選定し、乗換えのための取引を行います。その際に、利益もしくは損失が発生する場合があります。

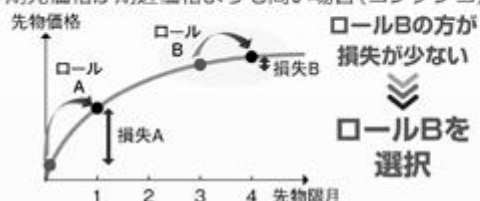
先物価格の形状(品目や時期により形状は異なります。)

先物価格の形状	需要(実需家)	供給(生産者)	期近価格	期先価格
期近価格 < 期先価格(コンタンゴ)	低	高	生産者の過剰供給により価格下落	実需家の買ヘッジによる価格上昇
期近価格 > 期先価格(バックワーデーション)	高	低	実需家の現物確保により価格上昇	生産者の売ヘッジによる価格下落

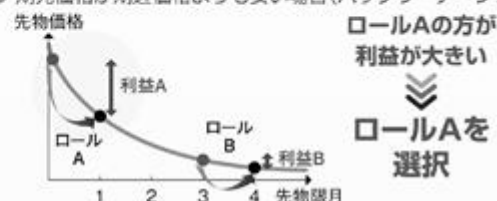
ロールによる利益の最大化と損失の最小化を目指します。

通常、先物取引においては、将来において受渡日が異なる複数の限月が存在し、売買取引を行うことができます。下記のような期近(受渡しの決済日が近い)のロールAの取引と、期先(受渡しの決済日がより先)のロールBの取引を行うことが可能です。

- 期先価格が期近価格よりも高い場合(コンタンゴ)

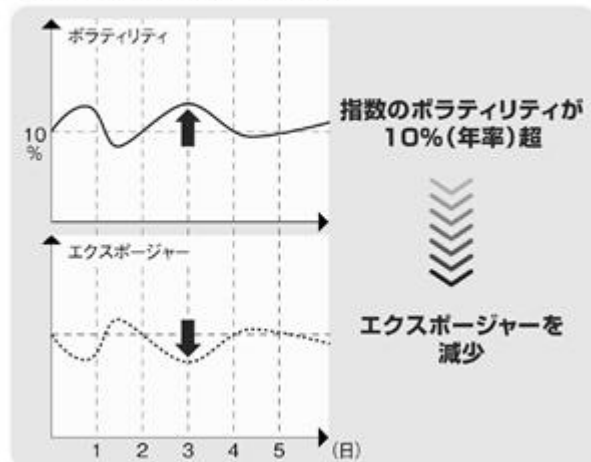


- 期先価格が期近価格よりも安い場合(バックワーデーション)



『ミレニアム・コモディティ指数』の厳格なリスク・コントロール

リスク・コントロールのイメージ図



(注)実際のリスク(ボラティリティ)は年率10%になるとは限りません。

リスク(ボラティリティ*)が一定の目標水準(年率10%)となるよう、日次でのリスク・コントロールが実施されます。

市場混乱時等、リスク(ボラティリティ)が上昇するような局面では、日次にてコモディティへのエクスポージャーを減らすことで、リスク(ボラティリティ)を一定に抑えることを目指します。一方、市場安定時におけるリスク(ボラティリティ)が低下するような局面では、エクスポージャーを増加させることで、リスク(ボラティリティ)を一定に保つことを目指します。

*ボラティリティとは、価格変動率のことをいいます。
エクスポージャーとは、リスク資産への投資額のことをいいます。

《2》コモディティ市場への実質的な投資は、円建ての仕組債券への投資を通じて行われます。

- 『ミレニアム・コモディティ指数』を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動することを目指す円建て債券『ミレニアム・コモディティ指数参照債』を主要投資対象とします。

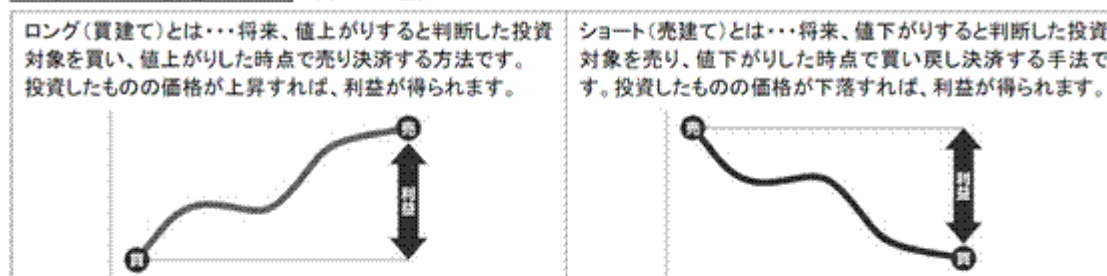
■主要投資対象とする「ミレニアム・コモディティ指数参照債」について

発行者	商号:BNPパリバ アービトラージ イシューアンス B.V. (BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.) 所在地:Herengracht 440, 1017 BZ Amsterdam, the Netherlands (オランダ アムステルダム市) 設立年月日:1989年11月10日
発行概要	BNPパリバ アービトラージ イシューアンス B.V.は、有価証券、有価証券市場の指数類、通貨及びコモディティ等に連動・非連動する証券、デリバティブを証券化した債券、ワラント等の発行及び保有を専門的に行う会社です。BNPパリバ アービトラージ イシューアンス B.V.はBNPパリバ S.A.の100%子会社です。BNPパリバ アービトラージ イシューアンス B.V.が発行する全有価証券に関連する義務については、BNPパリバ S.A.が保証します。
債券の性質等	「ミレニアム・コモディティ指数参照債」は、BNPパリバ アービトラージ イシューアンス B.V.が発行する仕組債券です。この債券は、BNPパリバ S.A.による債務保証が付与されております。「ミレニアム・コモディティ指数参照債」は、米ドル建ての「ミレニアム・コモディティ指数」を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動することを目指す、期間約5年の円建て債券です。当該指数の変動や、金利の動向等の市場環境の変動等、発行者または保証会社の信用力の変動等により、債券価格は変動します。残存期間中における「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の一部売却に関しては、当該債券の値付業者等が当該債券の市場実勢等を勘案し、原則として当該債券の買い取りを行います。

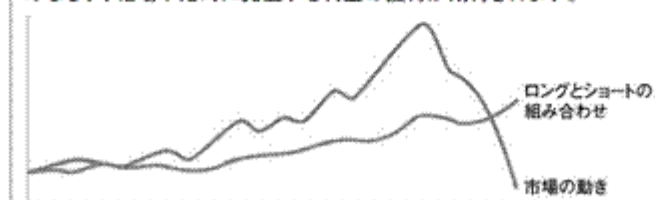
(注)当ファンドは約5年後の当該債券の償還前に、新規に発行される同一銘柄の期間約5年の債券への入替を行います。償還期間約10年にわたり、当ファンドは原則として当該債券を継続保有いたします。当該債券価格は、原則として、日々の「ミレニアム・コモディティ指数」の変動率、「ドル円為替レート」の変動率、及び金利水準等に基づき算出されますが、その際、仕組債券の発行及び管理等に関連する費用として年率0.5%が当該債券価格より控除されます。

《3》決算は年4回。原則として、毎年2月、5月、8月、11月の各月の20日を決算日とします。

ロング・ショート戦略について（イメージ図）



ロング(買建)とショート(売建)の組み合わせにより、相場上昇時のみならず、相場下落時に発生する利益の獲得が期待されます。



〔収益分配金に関する留意事項〕

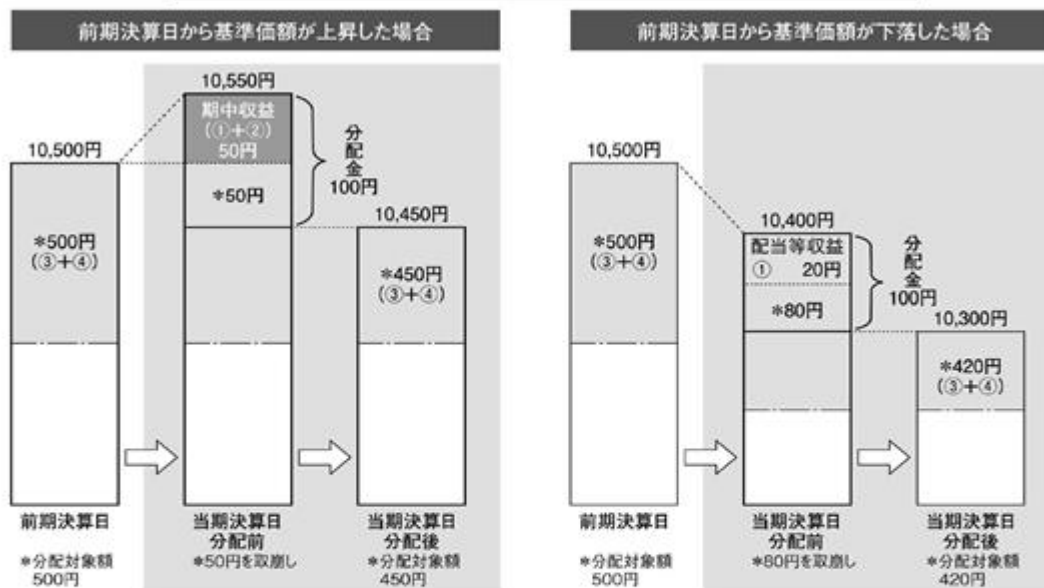
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

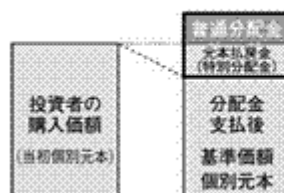


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

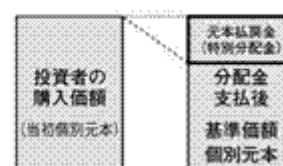
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

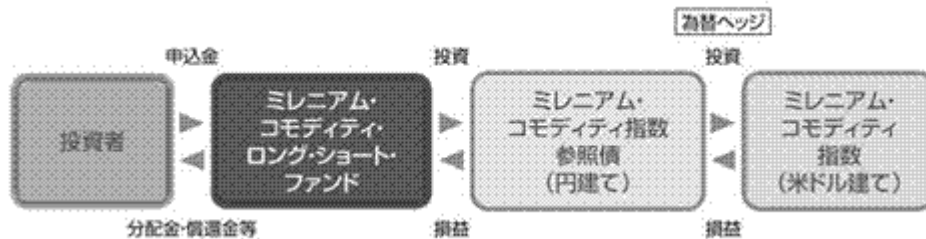
(注) 普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年3月29日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

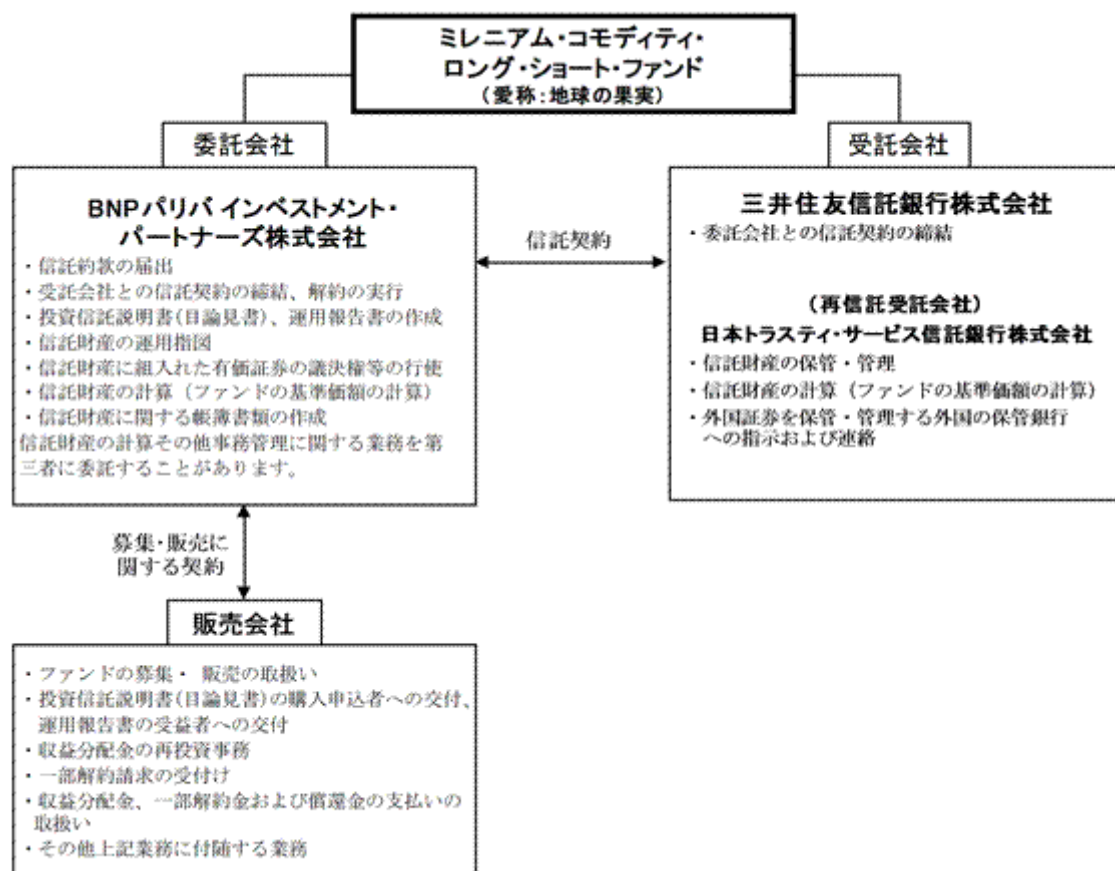
a. ファンドの仕組み



注) 当ファンドは「ミレニアム・コモディティ指数」を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動することを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと、「ミレニアム・コモディティ指数」の値動きとは、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

また、「ミレニアム・コモディティ指数」の値動きと、当ファンドが主要投資対象とする「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の値動きとは、金利動向、為替ヘッジによる効果等、仕組債券の発行・管理等に関連する費用等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。さらに、当ファンドの基準価額の値動きと、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の値動きは、一部資金を短期金融商品で運用することや、当該債券の売買タイミングのずれ、売買コストや信託報酬等を当ファンドが負担する等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。

名 称	関係業務の内容
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（平成24年9月末現在）

資本金 4億5,000万円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」への投資を通じて、「ミレニアム・コモディティ指数」を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

b. 投資態度

当ファンドは、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」に主に投資を行います。

円建て債券の組入比率は高位に保つことを基本とします。

「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の発行体の信用に起因する著しい格付の劣化や、委託会社が目指す運用を行うことが困難と判断した場合には、当該債券を途中売却し、安定的な運用に切り替える場合があります。

資金動向、市況動向、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述「（5）投資制限」、および に定めるものに限り、後述「（5）投資制限」、および に定めるものに限り、後述

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

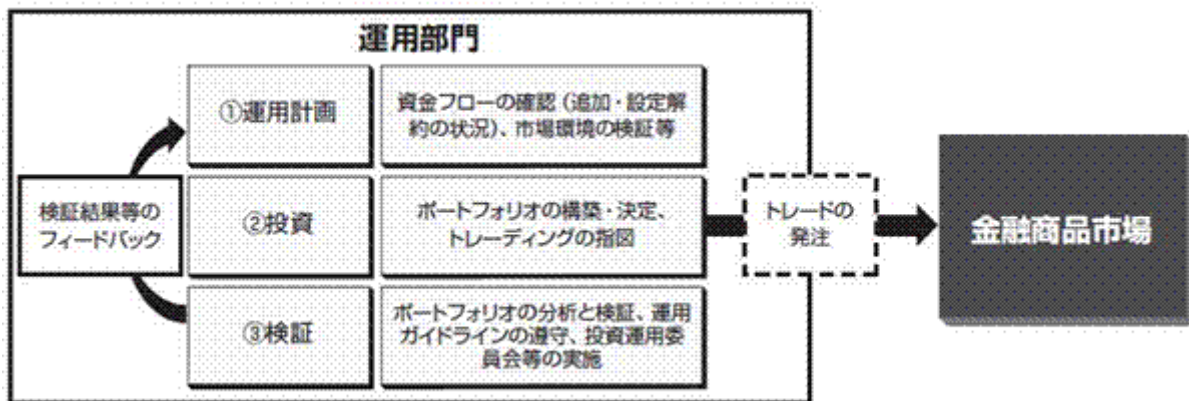
イ．為替手形

- b. 委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13および14（ただし、投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制は以下の通りです。



- ・運用部門（7名）
市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。
- ・トレーディング部門（2名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（9名）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（8名）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成24年9月末現在）

BNPパリバグループ
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域及び東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点網を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。800人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年2月20日、5月20日、8月20日および11月20日、ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

株式への投資制限（信託約款）

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款）

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引な

らびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券またはの規定において借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲

内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その運用の指図を行うすべてのファンドにつき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、仕組債券等の値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の値動き、組入れた有価証券の発行者（当該発行者が発行する社債券の保証者を含む）の信用状況の変化等の影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにおいては組入れた「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の発行体の信用に起因する著しい格付の劣化や、委託会社が目指す運用を行うことが困難と判断した場合には、当該債券を途中売却し、安定的な運用に切り替える場合があります。また、市況動向または資金動向等により、投資方針に記載された内容の運用が行えない場合があります。

(1) 運用に関するリスク

市場リスク（価格変動リスク）

当ファンドの主要投資対象である仕組債券（「ミレニアム・コモディティ指数参照債」）は、「ミレニアム・コモディティ指数」や、コモディティ市場および金融市場の変動等により、当該債券価格が下落する場合があります。それにより、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込む可能性があります。

信用リスク

当ファンドには、主要投資対象である「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）が、倒産、経営・財務状況の悪化、その他の信用上の事由により、当該債券の価値がなくなること、当該債券の価格が大幅に下落すること、あるいは当該債券の償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなること（債務不履行＝デフォルト）等が起こる可能性があります。それらが起こった場合、あるいは起こる可能性が高まった場合等には、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込む可能性があります。目指す運用が行えない可能性があります。

流動性リスク

当ファンドには、有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等がある場合等により、十分な流動性の下での取引を行うことが出来ない可能性があります。当ファンドの主要投資対象である「ミレニアム・コモディティ指数参照債」は、買い戻し等の取引に応じる第一種金融商品取引業者等が限定されており、取引の流動性が低いため、当該債券の買い戻し価格が大幅に下落する可能性があります。よって、その場合においても、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込む可能性があります。

銘柄集中投資によるリスク

当ファンドは、原則として「ミレニアム・コモディティ指数参照債」を高位に組入れることから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、相対的に当該債券の価格が当ファンドの基準価額へ及ぼす影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合等、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのため当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割込む可能性があります。

「ミレニアム・コモディティ指数」の継続性等のリスク

当ファンドが参照する「ミレニアム・コモディティ指数」には、コモディティ市場や金融市場の変化等により、指数構成等に関するルールの変更や修正、指数の公表の遅延、中止または消滅等が起こる可能性があります。その場合、当ファンドは、委託会社の判断により「ミレニアム・コモディティ指数参照債」を売却する等、安定運用に切り替える場合があります。目指す運用が行えない可能性があります。

「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の価格の計算等に係るリスク

「ミレニアム・コモディティ指数」に関する変更が生じた場合、「ミレニアム・コモディティ指数」の中止または消滅等、市場の混乱やシステム混乱等の不測の事態が生じた場合、あるいは当初の商品仕様における所定の原則が維持できない場合等には、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の債券価格の計算等は、当該債券の発行条件等に従って計算代理人の判断により行われることから、当ファンドの目指す運用が行えない場合があります。また、上記のような「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の価格計算等に関する不測の事態が生じた場合には、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の債券価格の計算等が出来ないことがあり、委託会社の判断により、買付及び換金の受付が中止または取り消される場合があります。

<その他のリスクおよび留意点>

当ファンドは「ミレニアム・コモディティ指数」を為替ヘッジしたパフォーマンスに概ね連動することを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと、「ミレニアム・コモディティ指数」の値動きとは、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

また、「ミレニアム・コモディティ指数」の値動きと、当ファンドが主要投資対象とする「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の値動きとは、金利動向、為替ヘッジによる効果等、仕組債券の発行・管理等に関連する費用等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。さらに、当ファンドの基準価額の値動きと、「ミレニアム・コモディティ指数参照債」の値動きは、一部資金を短期金融商品で運用することや、当該債券の売買タイミングのずれ、売買コストや信託報酬等を当ファンドが負担する等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうか、モニタリングを行います。委託会社の運用部門及びプロダクト部門においては、運用プロセスの一環として、保有債券の格付や価格の動向、基準価額の変動等を定期的にモニタリングします。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理しています。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメントコンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成24年9月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、3.675%（税抜 3.50%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料等で受付ける場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）が差引かれます。

信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4700%（税抜 1.4000%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率 1.4700%（税抜 1.4000%）
配分	委託会社	年率 0.5775%（税抜 0.5500%）
	販売会社	年率 0.8400%（税抜 0.8000%）
	受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.0500%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に係る監査費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

及び の他に、投資対象とする「ミレニアム・コモディティ指数参照債」においては、債券価格の算出の際に、仕組債券の発行及び管理等に関連する費用として年率0.5%が当該債券価格より控除されます。

その他の手数料等のうち料率・上限額等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成24年9月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10% （所得税7%、地方税3%）	10.147% （所得税7.147%、地方税3%）	20.315% （所得税15.315%、地方税5%）

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20％（所得税15％、地方税5％）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10％（所得税7％、地方税3％）の申告分離課税が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10％ （所得税7％、地方税3％）	10.147％ （所得税7.147％、地方税3％）	20.315％ （所得税15.315％、地方税5％）

* 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限りません。）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用はありません。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15％（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7％（所得税）	7.147％（所得税）	15.315％（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15％（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率7％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7％（所得税）	7.147％（所得税）	15.315％（所得税）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が

普通分配金となり、口、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成24年9月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	302,630,400	99.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,342,938	0.77
合計（純資産総額）		304,973,338	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（主要銘柄の明細）

（平成24年9月末現在）

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価（円）		評価（円）		償還 期限	投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額		
1	オランダ	社債券	BNP PARIBAS CE003TAS	384,000,000	87.02	334,156,800	78.81	302,630,400	2015年 4月7日	99.23

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

（平成24年9月末現在）

種類	投資比率（％）
社債券	99.23
合計	99.23

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

当ファンドの各計算期間末日及び平成24年9月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（第1期末）平成22年8月20日	6,562,801,054	6,562,801,054	8,847	8,847
第2特定期間	（第2期末）11月22日	4,986,598,135	4,986,598,135	9,462	9,462
	（第3期末）平成23年2月21日	3,170,482,323	3,217,857,266	10,038	10,188
第3特定期間	（第4期末）5月20日	1,772,081,945	1,772,081,945	9,785	9,785
	（第5期末）8月22日	1,162,721,820	1,162,721,820	9,890	9,890
第4特定期間	（第6期末）11月21日	901,503,327	901,503,327	9,465	9,465
	（第7期末）平成24年2月20日	701,013,125	701,013,125	9,477	9,477
第5特定期間	（第8期末）5月21日	510,784,467	510,784,467	8,591	8,591
	（第9期末）8月20日	381,440,173	381,440,173	8,260	8,260
平成23年9月末		963,838,041	-	9,332	-
10月末		908,615,873	-	9,280	-
11月末		880,953,829	-	9,508	-
12月末		839,744,378	-	9,444	-
平成24年1月末		716,423,298	-	9,285	-
2月末		684,486,240	-	9,495	-
3月末		670,693,229	-	9,646	-
4月末		597,492,207	-	9,703	-
5月末		507,871,565	-	8,879	-
6月末		449,843,973	-	8,832	-
7月末		393,649,695	-	8,405	-
8月末		351,898,312	-	8,149	-
9月末		304,973,338	-	7,488	-

* 基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

特定期間	計算期間	分配金（円）
第1特定期間	第1期 自 平成22年3月29日 至 平成22年8月20日	0
第2特定期間	第2期 自 平成22年8月21日 至 平成22年11月22日	0
	第3期 自 平成22年11月23日 至 平成23年2月21日	150
第3特定期間	第4期 自 平成23年2月22日 至 平成23年5月20日	0
	第5期 自 平成23年5月21日 至 平成23年8月22日	0
第4特定期間	第6期 自 平成23年8月23日 至 平成23年11月21日	0
	第7期 自 平成23年11月22日 至 平成24年2月20日	0
第5特定期間	第8期 自 平成24年2月21日 至 平成24年5月21日	0
	第9期 自 平成24年5月22日 至 平成24年8月20日	0

* 分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	第1期 自 平成22年3月29日 至 平成22年8月20日	11.5
第2特定期間	第2期 自 平成22年8月21日 至 平成22年11月22日	7.0
	第3期 自 平成22年11月23日 至 平成23年2月21日	7.7
第3特定期間	第4期 自 平成23年2月22日 至 平成23年5月20日	2.5
	第5期 自 平成23年5月21日 至 平成23年8月22日	1.1
第4特定期間	第6期 自 平成23年8月23日 至 平成23年11月21日	4.3
	第7期 自 平成23年11月22日 至 平成24年2月20日	0.1
第5特定期間	第8期 自 平成24年2月21日 至 平成24年5月21日	9.3
	第9期 自 平成24年5月22日 至 平成24年8月20日	3.9

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配額の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

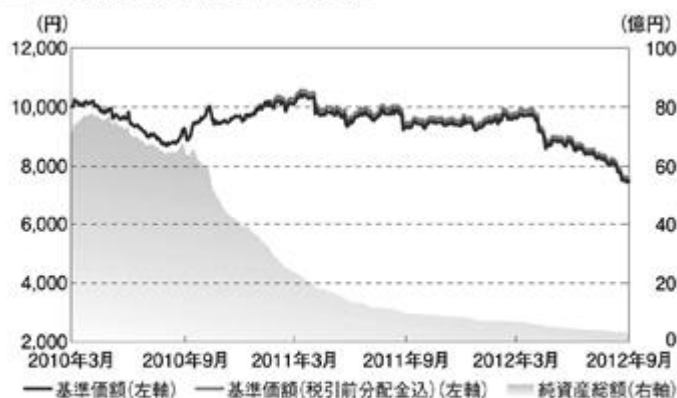
特定期間	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）
第1特定期間	第1期 自 平成22年3月29日 至 平成22年8月20日	7,736,225,508	318,267,004
第2特定期間	第2期 自 平成22年8月21日 至 平成22年11月22日	13,401,198	2,161,254,953
	第3期 自 平成22年11月23日 至 平成23年2月21日	-	2,111,775,175
第3特定期間	第4期 自 平成23年2月22日 至 平成23年5月20日	498,059	1,347,733,344
	第5期 自 平成23年5月21日 至 平成23年8月22日	-	635,410,517
第4特定期間	第6期 自 平成23年8月23日 至 平成23年11月21日	-	223,189,686
	第7期 自 平成23年11月22日 至 平成24年2月20日	20,000	212,825,457
第5特定期間	第8期 自 平成24年2月21日 至 平成24年5月21日	13,273,308	158,410,850
	第9期 自 平成24年5月22日 至 平成24年8月20日	-	132,751,337

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数（口）には、当初募集期間中の販売口数が含まれます。

<参考情報> 運用実績（2012年9月28日現在）

■基準価額・純資産の推移



※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	7,488 円
純資産総額	3.0 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2011年 8月	0 円
2011年11月	0 円
2012年 2月	0 円
2012年 5月	0 円
2012年 8月	0 円
設定来累計	150 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《投資状況》

資産の種類	国名	純資産比率(%)
社債券	オランダ	99.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.77
合計		100.00

《組入銘柄》

国／地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
オランダ	社債券	BNP PARIBAS CE003TAS	99.23

■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日（2010年3月29日）から年末までの収益率、2012年は年初から9月末までの収益率です。

※収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、継続申込期間中において、ロンドンもしくはニューヨークの金融商品取引所休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込手数料率は、3.675%（税抜 3.50%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額が含まれています。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料等で受け付ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

換金のお申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、ロンドンもしくはニューヨークの金融商品取引所休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

換金単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、「ミレニウム・コモディティ指数」が算出または公表されなかった場合、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

の規定により換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いには販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算および予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドが主として投資を行う債券については、原則として、基準価額の計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
- ・第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）
- ・価格情報会社の提供する価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「地球果実」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年3月29日から平成32年3月25日までとします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、「ミレニウム・コモディティ指数」が改廃となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年2月20日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意の上、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・「ミレニウム・コモディティ指数」が改廃となった場合。
- ・受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

イ. 委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ロ．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ロにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ハ．書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ニ．イからハまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、上記イからハまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

b．以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 bに規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項（上記aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g．上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年2月および8月に到来する計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年5月2日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年2月21日から平成24年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成24年 2 月20日現在)	当特定期間末 (平成24年 8 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,020,908	2,873,053
社債券	654,588,000	369,835,000
未収入金	-	12,101,600
未収利息	72	3
その他未収収益	781,318	110,646
流動資産合計	708,390,298	384,920,302
資産合計	708,390,298	384,920,302
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,316,811	1,805,100
未払受託者報酬	105,532	57,765
未払委託者報酬	2,849,328	1,559,533
その他未払費用	105,502	57,731
流動負債合計	7,377,173	3,480,129
負債合計	7,377,173	3,480,129
純資産の部		
元本等		
元本	*1, *2 739,688,629	*1, *2 461,799,750
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	*3 38,675,504	*3 80,359,577
(分配準備積立金)	5,639,817	3,864,509
元本等合計	701,013,125	381,440,173
純資産合計	701,013,125	381,440,173
負債純資産合計	708,390,298	384,920,302

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日	当特定期間 自 平成24年 2 月21日 至 平成24年 8 月20日
営業収益		
受取利息	14,126	7,539
有価証券売買等損益	42,046,800	61,943,100
その他収益	404,051	242,022
営業収益合計	41,628,623	61,693,539
営業費用		
受託者報酬	235,166	141,684
委託者報酬	6,349,457	3,825,326
その他費用	236,752	141,620
営業費用合計	6,821,375	4,108,630
営業利益又は営業損失（ ）	48,449,998	65,802,169
経常利益又は経常損失（ ）	48,449,998	65,802,169
当期純利益又は当期純損失（ ）	48,449,998	65,802,169
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,409,484	2,652,844
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,961,952	38,675,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,328,136	27,441,243
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,328,136	27,441,243
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,174	670,303
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,174	670,303
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,675,504	80,359,577

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (平成24年2月20日現在)	当特定期間末 (平成24年8月20日現在)
*1 期首元本額 1,175,683,772円 期中追加設定元本額 20,000円 期中解約元本額 436,015,143円	*1 期首元本額 739,688,629円 期中追加設定元本額 13,273,308円 期中解約元本額 291,162,187円
*2 特定期間末における受益権の総数 739,688,629口	*2 特定期間末における受益権の総数 461,799,750口
*3 元本の欠損 貸借対照表の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、38,675,504円であります。	*3 元本の欠損 貸借対照表の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、80,359,577円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成23年8月23日 至 平成24年2月20日	
*1	分配金の計算過程 （自 平成23年8月23日 至 平成23年11月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,067円）、及び分配準備積立金（6,344,472円）より分配対象収益は6,345,539円（1万口当たり66.61円）であります。分配を行っておりません。 （自 平成23年11月22日 至 平成24年2月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,598円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（982円）、及び分配準備積立金（5,628,219円）より分配対象収益は5,640,799円（1万口当たり76.24円）であります。分配を行っておりません。

当特定期間 自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日	
*1	分配金の計算過程 （自 平成24年2月21日 至 平成24年5月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（83,958円）、及び分配準備積立金（4,684,412円）より分配対象収益は4,768,370円（1万口当たり80.19円）であります。分配を行っておりません。 （自 平成24年5月22日 至 平成24年8月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（65,214円）、及び分配準備積立金（3,864,509円）より分配対象収益は3,929,723円（1万口当たり85.08円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、特定債券への銘柄集中によるリスクなどの信用リスク、流動性リスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 （平成24年2月20日現在）	当特定期間末 （平成24年8月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 —	(2) デリバティブ取引 —
	(3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間末（平成24年2月20日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	4,884,000
合 計	4,884,000

当特定期間末（平成24年8月20日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	13,515,000
合 計	13,515,000

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 （平成24年2月20日現在）		当特定期間末 （平成24年8月20日現在）	
一口当たり純資産額	0.9477 円	一口当たり純資産額	0.8260 円
（一万口当たり純資産額	9,477 円）	（一万口当たり純資産額	8,260 円）

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	BNP PARIBAS CE003TAS 2015/4/7	425,000,000	369,835,000	
社債券 小計		425,000,000	369,835,000	
合 計		425,000,000	369,835,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年9月28日

資産総額	310,939,426	円
負債総額	5,966,088	円
純資産総額（ - ）	304,973,338	円
発行済口数	407,278,372	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7488	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成24年9月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面 100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成24年9月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年9月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	59	1,637
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	24	453
単位型公社債投資信託	23	484
合計	106	2,575

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 (平成23年 3月31日現在)		第14期 (平成24年 3月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		1,097,456		768,307
前払費用			40,611		12,385
未収委託者報酬			1,068,576		655,853
未収運用受託報酬			269,440		226,054
未収投資助言報酬			66,031		48,828
未収収益			1,011,320		917,654
未収入金			9,158		2,508
立替金			16,666		5,241
未収消費税等			2,550		239
貸倒引当金			18,954		-
流動資産計			3,562,858		2,637,075
固定資産					
有形固定資産			121,782		141,257
建物	* 1	118,534		139,112	
器具備品	* 1	3,248		2,144	
無形固定資産			257,758		150,229
ソフトウェア		2,752		2,086	
のれん		252,714		148,142	
その他		2,291		-	
投資その他の資産			379,872		246,756
長期差入保証金		372,871		240,756	
その他		7,000		6,000	
固定資産計			759,412		538,243
資産合計			4,322,270		3,175,319

期別		第13期 (平成23年 3 月31日現在)		第14期 (平成24年 3 月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			179,435		149,373
未払金			1,021,798		689,874
未払手数料		675,141		405,835	
未払委託調査費		313,612		205,562	
その他未払金		33,045		78,477	
未払費用			723,575		428,653
未払法人税等			15,855		10,967
賞与引当金			90,353		71,596
役員賞与引当金			11,222		10,474
関係会社借入金			300,000		-
流動負債計			2,342,235		1,360,940
固定負債					
繰延税金負債			-		18,451
退職給付引当金			482,224		395,793
役員退職慰労引当金			-		144,529
預り敷金保証金			223,121		217,532
資産除去債務			-		52,153
固定負債計			705,345		828,460
負債合計			3,047,579		2,189,400
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			1,915,644		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,907,867	
利益剰余金			1,090,952		1,379,726
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,166,452		1,455,226	
株主資本合計			1,274,691		985,918
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		-
評価・換算差額等合計			0		-
純資産合計			1,274,691		985,918
負債・純資産合計			4,322,270		3,175,319

（２）【損益計算書】

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			3,804,714		2,793,423
運用受託報酬			644,089		699,353
投資助言報酬			164,216		207,959
その他営業収益			1,172,399		1,449,701
営業収益計			5,785,419		5,150,437
営業費用					
支払手数料			2,057,927		1,445,192
広告宣伝費			26,297		20,624
調査研究費			89,765		77,156
委託調査費			719,478		540,834
委託計算費			348,430		212,834
営業雑経費			88,685		44,993
印刷費		83,216		39,336	
協会費		5,468		5,656	
営業費用計			3,330,584		2,341,635
一般管理費					
給料			1,363,746		1,417,023
役員報酬		116,319		74,558	
給料・手当		1,109,432		1,192,871	
賞与		137,995		149,592	
業務委託費			279,364		632,286
交際費			3,077		1,363
旅費交通費			51,306		47,975
事業税			15,767		17,590
租税公課			11,443		6,978
不動産賃借料			225,073		264,120
賞与引当金繰入額			76,142		71,595
役員賞与引当金繰入額			11,222		10,474
退職金			19,929		3,743
退職給付費用			103,207		82,846
役員退職慰労金			4,203		-
役員退職慰労引当金繰入額			-		3,495
固定資産減価償却費			13,021		11,693
のれん償却費			78,428		104,571
諸経費			217,815		261,767
一般管理費計			2,473,750		2,937,526
営業利益又は営業損失（ ）			18,915		128,724

期別		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息	* 1		222		8
為替差益			51,460		-
雑益			12,174		4,427
営業外収益計			63,858		4,435
営業外費用					
支払利息	* 1		1,490		608
為替差損			-		68,898
雑損失			3,968		6,729
営業外費用計			5,458		76,235
経常利益又は経常損失（ ）			39,484		200,524
特別損失					
割増退職金			-		56,146
固定資産除却損			397		9,850
過年度賞与引当金繰入不足額			14,211		-
特別損失計			14,609		65,997
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			24,875		266,522
法人税、住民税及び事業税		3,982		3,800	
法人税等調整額		353,209	357,191	18,451	22,251
当期純利益又は当期純損失（ ）			332,316		288,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期

自 平成22年４月１日

至 平成23年３月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
	当期純利益	332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	当期首残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

第14期

自 平成23年 4 月 1 日

至 平成24年 3 月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	-
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	-
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当期変動額	当期純利益 288,773
		当期変動額合計 288,773
	当期末残高	1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当期変動額	288,773
	当期末残高	1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	-
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

（追加情報）

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 (平成23年3月31日現在)	第14期 (平成24年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
建物 31,845千円	建物 10,046千円
器具備品 8,567千円	器具備品 6,476千円
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
預金 1,073,099千円	預金 758,379千円
関係会社借入金 300,000千円	

（損益計算書関係）

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
* 1 関係会社取引項目	* 1 関係会社取引項目
支払利息 1,490千円	支払利息 162千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第13期					
自 平成22年 4 月 1 日					
至 平成23年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

有価証券報告書（内容投資情報）

第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
1 年 259,940千円 1 年超 302,501千円 合 計 562,442千円	1 年内 207,337千円 1 年超 115,006千円 合 計 322,343千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	18,954		
	50,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(１) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(２) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(３) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(５) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(６) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(７) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

１．金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年４月１日

至 平成24年３月31日

(１) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(３) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期

（平成24年３月31日現在）

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	-
未収委託者報酬	655,853	655,853	-
未収運用受託報酬	226,054	226,054	-
未収投資助言報酬	48,828	48,828	-
未収収益	917,654	917,654	-
未収入金	2,508	2,508	-
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	-
未払委託調査費	205,562	205,562	-
その他未払金	78,477	78,477	-
未払費用	428,653	428,653	-
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(１) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(２) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(３) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(５) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(６) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預金	768,307	-	-	-
未収委託者報酬	655,853	-	-	-
未収運用受託報酬	226,054	-	-	-
未収投資助言報酬	48,828	-	-	-
未収収益	917,654	-	-	-
未収入金	2,508	-	-	-
長期差入保証金	-	240,756	-	-

（有価証券関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
重要性が低いと見做されるため記載を省略しております。	重要性が低いと見做されるため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 482,224千円 (2) 退職給付引当金 482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用 103,207千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 395,793千円 (2) 退職給付引当金 395,793千円 ３．退職給付費用 勤務費用 82,846千円

（税効果会計関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 196,217	退職給付引当金超過額 141,061
賞与引当金 58,973	役員退職慰労引当金 51,510
未払費用 258,982	賞与引当金 31,195
税務上の営業権計上額 608,298	未払費用 144,621
その他 9,332	税務上の営業権計上額 242,598
繰越欠損金 1,691,188	その他 35,395
繰延税金資産小計 2,822,993	繰越欠損金 1,926,432
評価性引当金 2,822,993	繰延税金資産小計 2,572,811
繰延税金資産合計 -	評価性引当金 2,572,811
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 -	繰延税金負債 -
	資産除去債務 18,451
	繰延税金資産(負債)の純額 18,451
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。
	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日								
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table data-bbox="837 801 1390 996"> <tr> <td>期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>51,707千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>445千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>52,153千円</u></td></tr> </table>	期首残高	- 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>
期首残高	- 千円								
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円								
時の経過による調整額	445千円								
期末残高	<u>52,153千円</u>								

（セグメント情報等）

第13期

自 平成22年 4 月 1 日

至 平成23年 3 月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第14期
自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日

(セグメント情報)
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	677,917	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	610,479	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第13期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ビー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n.º 510, 14th floor, São Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1） 資金の返済（注1）	- 300,000	預金	758,379

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注2）	21,320	未収運用受託報酬	27,448
							その他営業収益の受入（注2）	589,158	未収収益	614,677
							業務委託費の支払（注2）	757	未払費用	35
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注2） 不動産賃貸料の支払（注2）	217,532 140,368	預り敷金保証金	217,532

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注3）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産	141,632円	1株当たり純資産	109,546円
1株当たり当期純損失	36,924円	1株当たり当期純損失	32,085円
損益計算書上の当期純損失	332,316千円	損益計算書上の当期純損失	288,773千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円	1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	288,773千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 （平成24年3月末現在）	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

平成24年2月21日 臨時報告書

平成24年5月18日 有価証券届出書

平成24年5月18日 有価証券報告書

平成24年5月22日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年10月17日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンドの平成24年2月21日から平成24年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンドの平成24年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。